# 山形大学学生支援基金奨学金について

#### 1 山形大学学生支援基金奨学金とは

山形大学学生支援基金奨学金(以下「奨学金」という。)は、本学学生で経済的な理由により、 一時的に入学料及び授業料の納付が困難となった学生に対して、奨学金を貸与して学業の援助を 図ることを目的とした制度です。

## 2 奨学金の貸与について

### • 貸 与 額

奨学金の貸与額は、奨学金の貸与を希望する目的によって異なります。 学費(入学料・授業料)納付の場合、30万円を上限とします。(5万円単位) 生活費補填の場合、10万円を上限とします。(1万円単位)

#### • 申 請 方 法

奨学金の貸与を希望する学生は、原則として、次の3つの書類を奨学金担当者に提出していただきます。

- ① 奨学金貸与申請書(様式1)
- ② 借用証書(様式2)
- ③ 預金口座振込依頼書

大学は、提出された書類、学生からの聞き取り内容、貸与希望者の授業の履修状況、成績等を考慮のうえ選考し、貸与の可否を決定しますので、貸与を希望する理由はできるだけ詳しく記入してください。

(申請に際し、指導教員等からの所見を必要とする場合もあります。)

#### ・ 選考結果の通知

大学から、貸与の可否を書面でお知らせします。

#### • 交 付

貸与が決定した場合は、原則として預金口座振込依頼書に記入していただいた口座に一括で入金されます。

奨学金の貸与を受けられるのは、原則として1人1回となります。

#### • 返 還 方 法

貸与を受けた学生には、奨学金が交付された月の翌月から起算して1年以内に奨学金を 返還していただきます。

奨学金の交付を確認した場合は、すみやかに奨学金担当者に借用証書を提出し、奨学金 返還の方法を伝えてください。

返還方法は、一括または分割(最大12回まで)払いのいずれかを選んでください。返還いただく金額は貸与した金額と同額であり、利息は付きません。

なお, 分割払いの場合は, いつでも繰り上げて返還することが可能です。

#### ● お問い合せ先

小白川 学生支援ユニット 生活支援担当 tel:023-628-4133/4137

医学部 学務ユニット教務チーム 学生生活支援担当 tel:023-628-5053

工学部 事務ユニット学生サポートチーム 学生支援担当 tel:0238-26-3017/3018

農学部 事務ユニット学部チーム 学務担当 tel:0235-28-2808